



南木曾町に普通交付税(9月定例交付分)が繰上交付されます

平成26年台風第8号の接近に伴う大雨により多大な被害を受けた南木曾町に対し、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付されることになりました。

1 日程

平成26年7月22日(火) 交付決定
平成26年7月23日(水) 現金交付

2 県内交付対象団体

南木曾町(災害救助法適用団体)

3 繰上交付額(9月定例交付見込額の3割)

129百万円

4 その他

- ・普通交付税の交付時期は、4月、6月、9月及び11月
- ・普通交付税の繰上交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするため、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・全国では、南木曾町と山形県南陽市の2市町、計422百万円
- ・本県における普通交付税の繰上交付は、平成23年に発生した長野県北部の地震による被災団体(栄村)に対して交付されて以来